

写

答 申 書

岡山市特別職報酬等審議会

令和8年3月

令和8年3月12日

岡山市長 大森雅夫様

岡山市特別職報酬等審議会
会長 阿部宏史

特別職の報酬等について（答申）

令和8年1月15日付け岡給第30159号により諮問のありました市長・副市長等の給料及び市長・副市長の退職手当の額の改定の考え方について、本審議会は公正かつ慎重に審議を行い、次のとおり結論を得ましたので答申します。

市当局においては、この答申を尊重され、速やかに適切な措置をとられるよう要望します。

答 申

1 額の改定の目安等について

市長・副市長等の給料月額の改定については、直近改定時以降の本市一般職の最高の職位である局長級の職員の給料改定状況を目安とし、諸事情を総合的に勘案のうえ、改定の必要性を判断することが適当である。

市長・副市長の退職手当額の改定については、本市局長級の職員の退職手当の改定状況を目安に判断することが適当である。

2 市長・副市長等の給料及び市長・副市長の退職手当の額等について

(1) 給料月額

上記1の考え方を踏まえ、次の額に改定することが適当である。

- ・市長 1, 174, 000円
- ・副市長 931, 000円
- ・教育長 755, 000円 (※)
- ・常勤監査委員 604, 000円

※管理職手当を廃止し、給料として一元化して支給

(2) 退職手当

支給割合については、現行のとおりとすることが適当である。

(3) 改定時期

令和8年4月1日から改定することが適当である。

附帯意見

特別職の報酬等の額については、社会情勢の変化や一般職の職員の給与改定の状況等を注視しつつ、その職務・職責に応じた適切なものとなっているか、常に検証が必要である。こうしたことから、市長・副市長等の給料月額について、今後は、原則として2年ごとに本審議会を開催し審議を行うことが適当と考える。ただし、社会情勢の変化により本市局長級の職員の給料に大幅な増減がある等の特別な事情がある場合はこれに限らないものとする。

また、審議会を定期的に、かつ、円滑に運営する等の観点から、委員の任期を複数年とし本審議会を常設化することが望ましい。

説 明

1 はじめに

岡山市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和8年1月15日、岡山市特別職報酬等審議会設置条例（平成28年市条例第35号）第2条及び第3条の規定に基づき、市長から、市長・副市長等の給料及び市長・副市長の退職手当の額の改定の考え方について諮問を受けた。

審議会は、市長の附属機関としての自覚と責任のもと、国や他の地方公共団体における給料等の状況や、社会経済情勢等の多面的な要素を考慮し、客観的かつ公正な立場から慎重に審議を行った。

2 審議の経過

(1) 第1回審議会（令和8年1月15日開催）

- ・市長・副市長等の給料及び市長・副市長の退職手当の額の改定の考え方について諮問
- ・（事務局）本市及び他の地方公共団体の現状等について説明
- ・（審議）審議会のあり方・開催頻度及び市長等の給料の改定の目安等

(2) 第2回審議会（令和8年2月4日開催）

- ・（事務局）類似する政令指定都市の改定状況及び本市市長等の改定額試算等について説明
- ・（審議）審議会のあり方・開催頻度、市長等の給料の改定の目安、教育長の給与及び市長・副市長の退職手当等

3 主な審議内容

本市市長等の給料等の額については、これまで、一般職の職員の給与改定状況や岡山県、類似都市等の特別職の改定状況を参考としながら改定してきた経緯があり、直近では平成21年8月に当時の岡山市総合政策審議会総務・社会部会の答申に基づき改定を行っている。

前回改定以降、一般職の職員の給与水準の変動が比較的小幅であったことや本市では改定の必要性を判断するための目安を定めていなかったことから、約16年の長期にわたり当該額は据え置かれていた。

こうしたことから、本審議会では、今後の額の改定の考え方の整理を行うに

当たり、市長の給料等を改定する際を目安等について議論し、併せて現行額が適正かどうかについて審議を行った。

(1) 額の改定を目安等について

特別職の給料等の改定の必要性については、国家公務員の特別職の職員の給与改定状況、本市特別職の職員の給与改定の経緯、本市一般職の職員の給与改定状況及び他の政令指定都市等との均衡等を総合的に勘案し判断すべきものである。

加えて、社会経済情勢の変化や本市の財政状況を十分に踏まえつつ、その職務・職責に応じたものにすべきであり、本市一般職の職員との均衡、本市特別職の職員間の相互均衡等も考慮する必要がある。

こうしたことを確認したうえで議論を行い意見の集約を図った。最終的には、他の政令指定都市における特別職の給料改定の考え方の傾向、一般職の職員間において、近年、若年層の職員と本市一般職の中で最も職位の高い局長級の職員とで給料改定状況に差があること等の観点を踏まえ、市長・副市長等の給料月額改定については、直近改定時以降の本市局長級の職員の給料改定状況を目安とし、諸事情を総合的に勘案のうえ、改定の必要性を判断することが適当であるとした。また、市長・副市長の退職手当額の改定については、これまで一般職の改定に概ね準ずる見直しを行ってきた経緯があること等を踏まえ、本市局長級の職員の退職手当の改定状況を目安に判断することが適当であるとした。

(2) 市長・副市長等の給料月額について

令和7年度現在、本市局長級の職員の給料水準は、前回市長等の給料を改定した年（平成21年）の水準と比較して1.2%*上回っている状況にある。

本市局長級の職員の給料改定状況を目安としたうえで改定の必要性について審議した結果、他の政令指定都市等との均衡、本市の財政状況、市長給料を改定していない間の社会情勢の変化等を特に考慮する必要があるとの意見が出され、こうした諸事情を総合的に勘案し、市長・副市長等の給料月額については、1.2%を踏まえた額に引き上げることが適当であるという結論に至った。

*参考：本市一般職全体の給与水準では4.0%

(3) 教育長の管理職手当について

本市教育長に対しては、属人的要素を含む手当を除き、月例給として、給料、地域手当及び管理職手当が支給されている。

管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職務ないし職責の特殊性に着目して支給される手当であるが、当該手当の性質上、その給料が本来の職務の特殊性に基づき給料そのものにおいて包括的に評価されることが基本とされる特別職に馴染むものとは言い難く、他の政令指定都市の現状も踏まえ、管理職手当は廃止し、給料として一元化して支給することが適当である。

(4) 市長・副市長の退職手当について

一般職の職員の退職手当については、これまで、官民均衡を図るために設けられた調整率の割合を改定することで支給水準の格差是正が図られてきた経緯がある。

同様に設けられた市長・副市長の退職手当の支給割合は、概ね本市一般職の職員の調整率の改定に準じた水準となっていること、県内近隣自治体との均衡が図られていること等を踏まえ、支給割合については現行のとおりとすることが適当である。

4 委員からのその他の意見（趣旨）

○審議会の開催について

- ・市長給料は、任期の4年に一度が良い。一般企業でも、あまり短いスパンで給与査定を変更しない。
- ・市長等の給与は額が大きく、一般職より生活給としての要素は小さい。報酬は、それ相応に支払うべきだが、毎年の見直しが必要かは疑問だ。
- ・民間賃金の変動が反映された一般職の動き、定期的の確認をすること等を考慮すると、任期中に1回と人事委員会勧告があった時の組み合わせで良いと思う。
- ・毎年行うことも良いが、審議会開催のコストも考慮して考えるべき。

○給料月額改定の目安について

- ・同じ税金を使うのであれば、一般職の職員に良い仕事をしてもらうためにも、一般職の方になるべく振り分けてあげて欲しい。
- ・局長級の上下変動に連動した考え方が良いと思う。物価上昇等、社会一般の情勢変化を適切に賃金に反映でき、市民にもわかりやすい基準になる。

- ・世界や日本の経済状況が定まらない中で、「局長級が数字で何パーセント変動したら」ということは定められない。世間の情勢とずれてくる可能性もあり危険。
- ・一般の会社であれば、会社の儲けた額に対して従業員に分配する。市の場合は違うし、税金が多かったから給料をもっと出しましょうということにもならないので、目安の数字は答えが出ない。
- ・改定の必要性は、毎回の議論の中で決まるものだと思う。審議会を2年に1度開催した時に、例えば、局長級の給料が1パーセント変動していたら必ず市長の給料を変えるのかというと、それは違うと思う。

○給料月額の変動の必要性について

- ・局長級の変動幅が非常に小さいのであれば別だが、財政状況など特別な事情も無いことから「今回は改定あり」が良いと思う。
- ・1.2パーセント以上引き上げることも考えても良いが、一度上げたら、しばらくは上げないという考え方もあると思う。
- ・市の財政状況は、一番反映されるべきだと思う。

○その他

- ・単に審議結果を示すだけでなく、改定理由など市民へのわかりやすい説明が必要ではないか。改定の際には丁寧な発信をお願いしたい。
- ・今回の提言をしっかりと守って進めていって欲しい。

岡山市特別職報酬等審議会委員名簿

(委員は五十音順)

会 長 阿 部 宏 史

職務代理者 森 健 太 郎

委 員 奥 富 亮 子

委 員 櫻 井 正 巳

委 員 鶴 身 由 美

委 員 平 松 泰 江

委 員 伏 見 公 誠

委 員 藤 原 健 史

委 員 八 巻 恵 子

委 員 山 本 総 一